

## 国際緊急援助隊法に基づく自衛隊の活動

昭和62年の国際緊急援助隊法制定以来、海外において大規模な自然災害等が発生した場合、被災国政府等の要請に応じて、日本は国際緊急援助活動に従事してきた。

平成4年、自衛隊が国際緊急援助活動に参加出来るよう、国際緊急援助隊法が改正された。

### 自衛隊による国際緊急援助活動の考え方

- (1) 対象地域: 主としてアジア及び大洋州の開発途上地域
- (2) 要件: 被災国の政府又は国際機関からの要請
- (3) 命令権者: 防衛大臣(外務大臣との協議を前提)
- (4) 活動内容: 被災国からの要請の内容、被災地域の状況、被災地域において得ることが可能な支援等を踏まえ、以下の活動を行う
  - ① 医療活動: 応急治療、防疫活動等
  - ② 輸送活動: 物資、患者、国際緊急援助隊員等のヘリコプター輸送
  - ③ 給水活動: 浄水装置を用いた給水活動



ハイチ国際緊急援助活動  
(2010.1～2010.2)



パキスタン国際緊急援助活動  
(2010.8～2010.10)



ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員および物資輸送  
(2011.2～2011.3)

## 法律の枠組み・平素からの待機の態勢

### 国際緊急援助活動に関する法的枠組み

- 派遣までには以下のような手続きが必要
  - (1) 被災国政府又は国際機関からの要請
  - (2) 外務大臣から防衛大臣に派遣の協力を求めるための協議
  - (3) 防衛大臣による派遣命令
- 国際緊急援助活動については、武器使用が必要と認められる場合は派遣しないものとし、武器の携行は行わない旨の閣議決定あり。

### 国際緊急援助活動の平素からの待機の態勢

- 医療活動・輸送活動・給水活動を想定
- 活動期間は概ね3週間を想定
- 第1波：派遣命令後48時間以内に出発
  - ・ 空自：C-130H×2機
  - ・ 陸自：医官2名等による活動を行い得る規模
- 第2波：派遣命令後5日以内に出発
  - ・ 陸自：UH-1×3機、CH-47×3機、追加的に医官11名等による活動を行い得る規模
  - ・ 海自：輸送艦(LST)×1隻、補給艦(AOE)×1隻、護衛艦(DD/DDH)×1隻
  - ・ 空自：C-130H×6機(第1波で派遣した2機を含む。)